

これらの負担区分は一般的な例示であり、損耗等の程度によっては異なる場合があります。



床

- ・冷蔵庫下のサビ跡 (サビを放置したことによるもの)
(善管注意義務違反) = 借主負担

天井

- ・照明取付用金具のない天井に直接つけた照明器具の跡 (通常の使用を超える) = 借主負担

床(カーペット)

- ・飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ
(手入れ不足等で生じたもの)
(善管注意義務違反) = 借主負担

壁(クロス)

- ・冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ (いわゆる電気ヤケ)
(通常損耗) = 貸主負担
- ・台所の油污れ (使用後の手入れが悪くススや油が付着している場合) (通常の使用を超える) = 借主負担

水回り

- ・台所の消毒 = 貸主負担
- ・ガスコンロ置き場、換気扇の油污れ、すす (手入れを怠ったことによるもの)
(善管注意義務違反) = 借主負担

建具

- ・網入りガラスの亀裂 (構造により自然発生したもの) = 貸主負担

居室全体

- ・ハウスクリーニング (専門業者による)
(借主が通常の清掃を実施している場合) = 貸主負担

壁(クロス)

- ・クーラー (借主所有) から水漏れし、放置したため壁が腐食 (善管注意義務違反) = 借主負担
- ・エアコン (借主所有) 設置による壁のビス穴、跡 (通常損耗) = 貸主負担
- ・壁に貼ったポスターや絵画の跡 (通常損耗) = 貸主負担

建具

- ・地震で破損したガラス (自然災害) = 貸主負担
- ・網戸の張り替え (破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) = 貸主負担

壁(クロス)

- ・クーラー (貸主所有) から水漏れし、借主が放置したため壁が腐食 (通常の使用を超える) = 借主負担
- ・テレビの後部壁面の黒ずみ (いわゆる電気ヤケ) (通常損耗) = 貸主負担

床(フローリング)

- ・フローリングのワックスがけ = 貸主負担
- ・色落ち (借主の不意で雨が吹き込んだことなどによるもの) (善管注意義務違反) = 借主負担

床(カーペット)

- ・家具の設置による床、カーペット等のへこみ、設置跡 (通常損耗) = 貸主負担

床(フローリング)

- ・キャスター付のイス等によるキズ、へこみ (善管注意義務違反) = 借主負担